

広島県告示第三十一号

平成三十年広島県告示第十六号（広島県国民健康保険事業費納付金条例の規定により知事が定める介護納付金納付金所得係数）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「〇・八七九五七三五五七一二五四」を「〇・八七五六二八二二三一九五四」に改める。